

第34回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年3月30日 9時30分開会 ～ 10時30分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所3階 第2・第3委員会室
3. 出欠状況（出席委員15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	議事録署名員
10番		平野 貴史	出席	議事録署名員
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 局長 西中 紀和

次長 市川 忠志
主査 松野 優一
瀬川 和也

6. 議事内容

事務局長： 只今より第34回恵庭市農業委員会総会を開会いたします。
定足数に達していることをご報告いたします。
それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆さん、おはようございます。
昨今の世界情勢ではアメリカ、イラン、イスラエルで紛争が続いており、
農家経済においても春を迎えるにあたって厳しい燃料高騰が続いていま
す。国は燃料関係、資材関係に対してどのような対応をとるか、注視が必
要だと思っています。
この情勢が一時的なものか長期間となるかまだわかりませんが、頑張っ
ていかなければならないと考えておりますのでどうぞよろしくお願いま
す。
本日それぞれ議案がございます。慎重審議の上、みなさまのご意見をいた
だきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

事務局長： ありがとうございます。
恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項により、これからの議事進行に
ついては、会長にお願いしたいと思っております。会長、よろしくお願ひいたし
ます。

会 長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議
規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
9番西野委員、10番平野委員を指名します。よろしくお願ひいたします。
続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願ひます。

事務局長： それでは、「議事日程」についてご説明いたします。お手元の議案書表紙
裏面の「日程表」をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきまして、ご説明させていただきます。
本日の案件は、報告案件が2件、議案案件が3件となります。
まず、報告案件についてであります、
日程3 報告第1号は、令和8年2月26日から令和8年3月29日までの
委員会業務報告となります。

日程4 報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件

次に、議案案件についてありますが、

日程5 議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、14件

日程6 議案第2号は、農用地利用集積計画等促進計画について 34件

日程7 議案第3号は、令和8年度最適化活動の目標の設定等について以上、議事の概要について、簡単ではございますがご説明いたしました。何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3 報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」令和8年2月26日から令和8年3月29日までの業務報告となります。

2月26日 第33回恵庭市農業委員会総会

3月18日 北海道農業会議第100回総会

市町村農業委員会会長・事務局長研修会

3月19日 北海道農業会議第11回常設審議委員会

3月23日 農用地利用調整会議

3月24日 恵庭市議会第1回定例会（最終日）

3月26日 令和7年度恵庭土地改良区通常総代会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程4 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、該当委員の案件の際は退席を願いますので、ご了承ください。

番号3番は、[]の案件となりますので、[]は退席願います。

それでは、案件番号3番について、事務局から説明願います。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号3、所在、地番、[]、地目、公簿、田と畑と山林と原野、現況、田と畑と宅地面積、[] m^2 、権利の取得日、令和7年6月23日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[]の[]さん、被相続人は[]さん、令和8年2月27日に届出されております。

会 長： ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。
それでは、残りの案件について、事務局より説明願います。

事務局： 番号1、所在、地番、[]、地目、公簿、現況共に田と畑面積、[] m^2 、権利の取得日、令和6年2月8日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[]の[]さん、被相続人は[]さん、令和8年3月5日に届出されております。
番号2、所在、地番、[]、地目、公簿、現況共に畑面積、[] m^2 、権利の取得日、令和6年8月8日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[]の[]さん、

被相続人は■■■■■さん、令和8年3月10日に届出されております。

会 長： ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程5 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
ですが、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、該当委員の案件の際は、退席を願いますので、ご了承ください。
番号1番から10番は、■■■■■の案件となりますので、■■■■■は退席願います。
それでは、番号1番から10番について事務局から説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知
の成立状況の確認を求めます。

番号1番、2番、土地の所在、地番、■■■■■、地目、田と畑、面積、■■■■■、貸主、■■■■■の■■■■■さん、道央農業振興公社を仲介し、■■■■■の■■■■■さんが借りていたものでございます。契約期間は、■■■■■から■■■■■でしたが■■■■■に合意解約が成立しています。解約理由につきましては■■■■■のためであります。

番号3番、4番、土地の所在、地番、■■■■■、地目、畑、面積、■■■■■、貸主、■■■■■の■■■■■さん、道央農業振興公社を仲介し、■■■■■の■■■■■さんが借りていたものでございます。契約期間は、■■■■■から■■■■■でしたが■■■■■に合意解約が成立しています。解約理由につきましては■■■■■

場所につきましては、地図番号 1 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 3 番、4 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 4-1 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地、地図番号 4-2 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地、地図番号 4-3 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地、地図番号 4-4 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地、地図番号 4-5 番、[REDACTED]、[REDACTED] 斜線の土地、地図番号 4-6 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と雑種地と用悪水路、現況、田と畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 5-1 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地、地図番号 5-2 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑と宅地、現況、田と畑、面積、[REDACTED] m²、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 11 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 33 番、34 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 17 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 5 番、6 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 6 番、[REDACTED]

■斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、利用権の設定等をする者、■の■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、畑と山林、現況、畑、面積、■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■。

場所につきましては、地図番号 7 番、■

■の斜線の土地となります。

番号 15 番、16 番、利用権の設定等をする者、■の■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■の■さん、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に畑、面積、■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■。

場所につきましては、地図番号 8 番、■

■斜線の土地となります。

番号 17 番、18 番、利用権の設定等をする者、■の■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■の■さん、土地の所在、■、地目、公簿、田と畑、現況、畑、面積、■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■。

場所につきましては、地図番号 9 番、■、■

■斜線の土地となります。

番号 19 番、20 番、利用権の設定等をする者、■の■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■の■、土地の所在、■、地目、公簿、現況共に畑、面積、■m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■。

場所につきましては、地図番号 10-1 番、■

斜線の土地、地図番号 10-2 番、■

■斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、利用権の設定等をする者、■の■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■の■さ

ん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と畑、現況、田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 12-1 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地、地図番号 12-2 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 25 番、26 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 27 番、28 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 14 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 15 番、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑、面積、[REDACTED]㎡、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 16 番、[REDACTED]、[REDACTED]の

斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第2号並びに3号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

会 長： 日程7 議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、このことについて、令和8年度最適化活動の目標の設定等を下記の通り決定してよろしいか意見を問う。

I 農業委員会の状況（令和8年4月1日現在）

1 農業委員会の現在の体制

委員数等は記載のとおりでございます。

2 農家・農地等の概要

農家数等につきましては、直近の農林業センサスに基づいて記入してございます。

経営体数につきましては、農業委員会調べのものを記載しております。

耕地面積につきましては、直近の「作物統計調査」に基づいて記載しております。

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

管内の農地面積 4,170 h a、これまでの集積面積、3,692 h a、集積率、

88.5%、課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

農地の集積の目標年度は8年度で、集積率は88.0%としております。今年度の目標としましては、新規集積面積が2ha、今年度末の集積面積が3,694ha、集積率は88.6%としてございます。

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状はゼロhaでございます。

②目標

現状維持として、ゼロhaとしております。

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状は過去3年分記載のとおりでございます。

課題につきましては記載のとおりでございます。

②目標

記載のとおりでございます。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

月当たり1日、人数につきましては、地区委員10名としております。

(2) 活動強化月間の設定目標

昨年同様3回を設けております。

(3) 新規参入相談会

1回として、時期や場所につきましては未定としております。

なお、今後、北海道農業会議、石狩振興局に報告し、記載内容などの確認を受けた後、市のホームページ等で公表する予定でございます。

以上、令和8年度最適化活動の目標の設定等につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第34回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 9 番 委 員 _____

議事録署名委員 10 番 委 員 _____